証券コード：9064

第151期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成28年６月24日(金曜日)
午前10時(受付開始 ９時)

開催場所 東京都中央区銀座二丁目15番６号
銀座ブロッサム(中央会館)ホール

決議事項
第１号議案 取締役５名選任の件
第２号議案 監査役１名選任の件

目 次

第151期定時株主総会招集ご通知…… 1
事業報告…… 3
連結計算書類…… 32
計算書類…… 36
監査報告…… 39
株主総会参考書類…… 43

ヤマトホールディングス株式会社

（証券コード 9064）
平成28年６月２日

株 主 各 位

東京都中央区銀座二丁目16番10号
ヤマトホールディングス株式会社
取締役社長 山 内 雅 喜

第151期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当会社第151期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使】
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】
当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」（53頁）をご確認ください。

敬 具

記

１．日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都中央区銀座二丁目15番６号
銀座ブロッサム（中央会館）ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目 的 事 項
報 告 事 項　１．第151期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
２．第151期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　取締役５名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

（1）重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による行使を有効なものといたします。また、インターネット等により複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効なものといたします。

（2）議決権の不統一行使の通知方法について

議決権の不統一行使をされる場合は、書面によりご通知いただくことといたします。株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yamato-hd.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と上記ウェブサイトに掲載の「連結注記表」および「個別注記表」となります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yamato-hd.co.jp/）に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当期における経済環境は、企業業績は高水準で推移したものの、新興国の景気減速や円高の進行などの影響により、景況感は力強さを欠く状況となりました。個人消費においては、物価上昇への懸念が根強い中で実質所得も伸び悩み、消費行動には依然として停滞感が残りました。労働需給に関しても逼迫した状態が継続し、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような環境の中、ヤマトグループは長期経営計画「ＤＡＮ－ＴＯＴＳＵ経営計画2019」および中期経営計画「ＤＡＮ－ＴＯＴＳＵ３か年計画　ＳＴＥＰ」の達成に向けて、高品質で効率的な物流ネットワークの構築、また、グループの経営資源の融合による高付加価値モデルの創出に取り組みました。

デリバリー事業においては、平成27年４月より販売を開始した新サービス「宅急便コンパクト」、「ネコポス」を、通販事業者様へ拡販したことに加え、フリマサイトとの連携を進めたことにより、利用が拡大しました。全体としては、新サービスを中心に宅急便の取扱数量が増加したことにより増収となりましたが、クロネコメール便廃止による影響をクロネコＤＭ便や新サービスの伸長で補うには至らず、利益面では減益となりました。

ノンデリバリー事業においては、グループ各社の強みを活かした既存サービスの拡充に取り組むとともに、グループ横断的に連携してお客様の課題解決に当たるソリューション営業を積極的に推進しました。

当期の連結業績は以下のとおりとなりました。

（単位：百万円）

区　　分	前　　期	当　　期	増　　減	伸率（%）
営　業　収　益	1,396,708	1,416,413	19,704	1.4
営　業　利　益	68,947	68,540	△406	△0.6
経　常　利　益	70,889	69,426	△1,463	△2.1
親会社株主に帰属する当期純利益	37,533	39,424	1,891	5.0

なお、当期においては、自己株式を約500億円、1,984万株取得するとともに、保有する自己株式を2,422万株消却しました。

＜ヤマトグループ全体としての取組み＞

① ヤマトグループは、各事業が一体となって付加価値の高い事業モデルを創出し、日本経済の成長戦略と、国際競争力の強化に貢献する「バリュー・ネットワーキング」構想を推進しています。また、事業の創出・成長の基盤となる健全な企業風土の醸成に取り組んでいます。

② 「バリュー・ネットワーキング」構想の推進に向けては、ヤマトグループのネットワークを活かした高付加価値モデルの創出に取り組んでいます。国内外のお客様の様々なニーズに対応するために、既存のラストワンマイルネットワークに加え、「羽田クロノゲート」、「厚木ゲートウェイ」、「沖縄国際物流ハブ」といった革新的なネットワーク基盤を、より効果的に活用しています。

③ 健全な企業風土の醸成に向けては、引き続き輸送体制の整備やITによる業務量の見える化など、業務の効率性・信頼性を向上させる施策を推進するとともに、改めて社員教育を徹底し、お客様との約束を守る体制の構築に重点的に取り組みました。さらに、環境施策や安全施策、地域社会の活性化に向けた取組みなど、ヤマトグループの事業活動に結びついたＣＳＲ活動を積極的に推進しました。

④ 今後も成長が見込まれる通販市場に対しては、グループの持つ機能をパッケージで提供する「YES!」（Yamato Ec Solutions）の拡販を積極的に進めました。また、沖縄グローバルロジスティクスセンター「サザンゲート」の稼働を開始し、越境通販などの海外向けビ

ジネスを行う事業者様に対して、製造から保管、配送までをワンストップで提供するソリューション営業を推進しました。

⑤ 法人のお客様に向けては、全国4,000カ所の宅急便センターをビジネス拠点として活用できる「ヤマト クラウドデポ」の拡販を進めました。ヤマトグループの経営資源を活用することで、営業マンの生産性向上や、営業所のバックオフィス業務の削減に貢献し、お客様のビジネスの成長を支援するソリューション営業を展開しました。

⑥ 海外市場に向けては、マレーシアの大手宅配事業者と業務・資本提携を実施するなど、東南アジアにおけるネットワークの構築を積極的に推進しました。また、香港、台湾に続き、当期は新たにシンガポール、マレーシア向けに「国際クール宅急便」の販売を開始するなど、国際間におけるコールドチェーン展開を進め、成長するアジア各国に付加価値を提供する国際物流の強化に取り組みました。

⑦ 労働需給の逼迫などの外的なコスト環境の悪化に対しては、業務量に連動したコスト管理を徹底するとともに、生産性向上施策の推進など、コストリダクションへの取組みを積極的に行いました。

＜事業フォーメーション別の概況＞

○デリバリー事業

宅急便、クロネコDM便の取扱数量は以下のとおりです。

区　　分	前　　期	当　　期	増　　減	伸率（%）
宅　急　便（百万個）	1,622	1,731	109	6.7
クロネコDM便（百万冊）	1,901	1,536	△364	△19.2

なお、クロネコDM便の前期の実績は、クロネコメール便の実績であります。

① デリバリー事業は、お客様にとって一番身近なインフラとなり、豊かな社会の実現に貢献するために、宅急便を中心とした事業の展開に取り組んでいます。

② 拡大する通販市場に対しては、小さな荷物をリーズナブルな料金で手軽に送ることができる「宅急便コンパクト」、「ネコポス」の２つ

の新サービスを発売し、複数のフリマサイトとの連携を進めるなど、積極的な拡販を行いました。前期をもって廃止したクロネコメール便に代わる新たな投函サービスとしては、「クロネコDM便」を発売し、法人のお客様が発送されるダイレクトメールなどの需要に対応しました。また、荷物を受け取るお客様の利便性向上に向け、大手コミュニケーションアプリと連携し、お届け予定日時の事前通知や荷物問合せサービスなどをより手軽にご利用いただける環境を整備しました。さらに、フランスの大手郵便関連機器製造事業者と共同で、オープン型宅配ロッカーインフラの構築、運用を行う合弁会社の設立に向け基本合意いたしました。

③ 法人のお客様については、現場のネットワークを活かしてお客様の情報を吸い上げ、お客様の経営目標に沿ったソリューション提案を積極的に推進しました。グループの経営資源を活用した付加価値の高い提案を行い、収益性の向上に取り組みました。また、安定的な輸送品質の提供に向けた適正料金収受施策を推進し、継続的に取り組んでいます。

④ 地域活性化に向けた事業としては、複数の自治体や企業と連携し、買い物困難者の支援、高齢者見守りなど、住民へのサービスの向上に取り組みました。また、農水産物をはじめとする生鮮品を鮮度を保ったままスピーディーにアジア圏へ配送することで、地域産品の販売拡大を支援するなど、地元産業の活性化につながる取組みを推進しました。

⑤ 営業収益は、大手通販事業者様を中心に宅急便の取扱数量が増加し１兆1,118億67百万円となり、前期に比べ0.8％増加しました。利益面では、新サービスの取扱いが伸長したものの、クロネコメール便廃止による影響を補うには至らず381億90百万円となり、前期に比べ3.6％減少しました。

○ＢＩＺ－ロジ事業

① ＢＩＺ－ロジ事業は、宅急便ネットワークをはじめとした経営資源に、ロジスティクス機能、メンテナンス・リコール対応機能、医療機器の洗浄機能、国際輸送機能などを組み合わせることにより、お

客様に革新的な物流システムを提供しています。

② 通販業界に向けたサービスとしては、お客様のご要望に応じて、受発注処理から在庫の可視化、スピード出荷などの多様な物流支援サービスをワンストップで提供しています。当期においては、新規のお客様の獲得が進んだことなどにより、取扱いが拡大しました。

③ メンテナンス・リコールサービスとしては、故障製品の回収・修理・返送機能を一貫して提供するサービスや、企業のリコール対応をトータルでサポートするサービスを展開しています。当期においては、大手通販・家電事業者様を中心に「クロネコ延長保証サービス」の利用が拡大したことなどにより、収益が堅調に推移しました。

④ メディカル事業者様に向けたサービスとしては、医療機器のローナー支援（保管・洗浄・配送）をはじめとする、物流改革の支援サービスを展開しています。当期においては、既存のお客様を中心に取扱いが順調に拡大し、収益を伸長させました。

⑤ 営業収益は、通販関連や医療機器関連などのサービスが好調であったことなどにより1,068億22百万円となり、前期に比べ2.9％増加しました。営業利益は49億５百万円となり、前期に比べ4.8％増加しました。

○ホームコンビニエンス事業

① ホームコンビニエンス事業は、お客様の便利で快適な生活の実現に向けて、ヤマトグループの全国ネットワークを活用し、生涯生活支援事業や法人活動支援事業に取り組んでいます。

② 個人のお客様に向けては、大型家具・家電の配送サービス「らくらく家財宅急便」や引越関連サービスなど、日々の生活を支援するサービスを展開しています。当期においては、お部屋の清掃や整理収納、不用品の買取りなど日常のお困りごとを解消する「快適生活サポートサービス」に新たに白物家電洗浄などのメニューを追加するなど、拡販を積極的に進め、着実に利用が広がりました。

③ 法人のお客様に向けては、ヤマトグループと工事会社のネットワークを融合し、住宅設備などの配送・設置から工事・保守までをワンストップで提供する「テクニカルネットワーク事業」や、オフィス

関連サービス、物品の調達サービスなどの事業支援サービスを展開しています。当期においては、オフィス関連サービスの利用が好調に推移したことなどにより、収益を伸長させました。

④ 営業収益は、オフィス関連サービスや、物品の調達サービスの利用が好調に推移したことなどにより489億81百万円となり、前期に比べ1.0%増加しました。利益面では、平日稼働率の向上などに取り組んだ結果11億46百万円となり、前期に比べ87.0%増加しました。

○ｅ－ビジネス事業

① ｅ－ビジネス事業は、お客様の業務プロセスの効率化や潜在的な課題の解決に向けて、情報機能に物流機能、決済機能を融合させたソリューションプラットフォームビジネスを積極的に行っています。また、グループの事業成長を加速させるため、従来のITにとどまらず、AIやIoTなどを用いた新技術の活用を推進しております。

② 商品の受注・出荷業務を支援するサービスとしては、出荷情報の処理や伝票印字、荷物追跡などの業務を包括的にサポートする「Web出荷コントロールサービス」を提供しています。当期においては、通販市場の成長などを背景に、既存大口のお客様を中心にサービスのご利用が拡大しました。

③ 通信機器事業者様など、製品の個体管理を必要とするお客様に向けては、シリアル入出庫管理、在庫管理などの情報機能に、製品へのデータの落し込みや一部加工などのサービスを合わせて提供する「セットアップ・ロジソリューション事業」を展開しています。当期においては、通信機器事業に新規参入したお客様を中心にご利用が好調に推移しました。

④ 電子マネー関連サービスにおいては、フィナンシャル事業と連携し、複数ブランドの電子マネーが１台で決済できる「マルチ電子マネー決済端末」の設置・運用サービスを行っております。当期においては、アミューズメント業界に向けた電子マネー決済システムの拡販が進み、収益を伸長させました。

⑤ 営業収益は、電子マネー決済システムの拡販が進んだことに加え、「セットアップ・ロジソリューション事業」における取扱いが拡大し

たことなどにより433億57百万円となり、前期に比べ7.1％増加しました。営業利益は、引き続きシステム開発に係るコストコントロールを進めたことなどにより90億９百万円となり、前期に比べ16.1％増加しました。

○フィナンシャル事業

① フィナンシャル事業は、通販商品の代金回収、企業間の決済、および車両のリースなど、お客様の様々なニーズにお応えする決済・金融サービスを展開しています。

② 決済サービスに関しては、主力商品である「宅急便コレクト」の提供に加えて、ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」や、電子マネー決済機能の利用拡大を推進しています。当期においては、「宅急便コレクト」をご利用のお客様に対し、「クロネコwebコレクト」、「クロネコ代金後払いサービス」のご利用を促進し、お客様に幅広い決済サービスを提供するとともに、収益性の向上に取り組みました。また、電子マネー関連サービスについては、引き続き「マルチ電子マネー決済端末」のレンタルサービスの拡販に取り組みました。

③ リース事業では、トラックを中心としたファイナンスリースに加え、期間満了後の買取り、再利用に繋げる中古車リースなど、グループのネットワークと車両に関するトータルソリューション提案を推進し、収益を伸長させました。

④ 営業収益は、通販事業者様向けの決済サービスが拡大したことや、リース事業におけるトラックリースの契約増加などにより724億55百万円となり、前期に比べ8.7％増加しました。利益面では、主力の「宅急便コレクト」の取扱いが伸び悩んだことなどにより86億85百万円となり、前期に比べ2.9％減少しました。

○オートワークス事業

① オートワークス事業は、物流・流通事業者様へ「車両整備における利便性の向上」、「整備費用の削減」という価値を中心に「24時間365日営業・お客様の稼働を止めないサービス」を展開しています。

さらに、「物流施設、設備機器の維持保全や職場環境改善」や、これらの資産を対象に「お客様のリスクマネジメントに繋がる最適な保険提案」という機能を付加することで、お客様の事業運営に係るワンストップサービスを実現しています。

② 当期においては、新たな拠点として神戸工場の営業を開始し、さらなるネットワーク強化を行うとともに、お客様の物流施設・設備の管理業務をサポートする「物流ファシリティマネジメントサービス」を新たに発売するなど、サービス品質の向上に取り組みました。また、定期的にお客様のもとへ訪問する「リペアワークス」の営業を積極的に行いました。

③ 営業収益は、燃料販売単価の下落などにより244億58百万円となり、前期に比べ9.9％減少しました。営業利益は33億72百万円となり、前期に比べ9.7％減少しました。

○その他

① 「ＪＩＴＢＯＸチャーター便」は、複数の企業グループのネットワークを用いたボックス輸送を通じて、お客様に「適時納品」や「多頻度適量納品」という付加価値を提供しています。当期においては、運賃決済に関する新たなサービスを展開するなど、お客様の利便性向上に取り組んだことに加え、既存のサービスが好調であったことにより、着実にご利用が拡大しました。

② その他の営業利益は、ヤマトホールディングス株式会社がグループ各社から受け取る配当金などを除いて21億７百万円となり、前期に比べ84.1％増加しました。

＜ＣＳＲの取組み＞

① ヤマトグループは、人命の尊重を最優先とし、安全に対する様々な取組みを実施しています。海外の宅急便事業会社を含めたグループ横断的な安全運動である「事故ゼロ運動」を実施するとともに、「ヤマト運輸全国安全大会」を開催し、プロドライバーとしての安全運転のレベルアップと、全社の安全意識や運転技術の向上に取り組みました。また、子どもたちに交通安全の大切さを伝える「こども交

通安全教室」を平成10年より継続して全国の保育所・幼稚園・小学校などで開催しており、累計参加人数は280万人を超えました。

② ヤマトグループは、環境保護活動を「ネコロジー」と総称し、環境に優しい物流の仕組みづくりに取り組んでいます。当期においては、「第13回 モーダルシフト取り組み優良事業者公表・表彰制度」にて、九州発関東行き荷物の鉄道を利用したモーダルシフト拡大の取組みが評価され、「モーダルシフト最優良事業者賞（大賞）」を受賞しました。また、次世代を担う子どもたちへの環境教育をサポートする「クロネコヤマト環境教室」を平成17年より継続して全国各地で開催しており、累計参加人数は約22万人となりました。

③ ヤマトグループは、社会とともに持続的に発展する企業を目指し、ヤマト福祉財団を中心に、障がい者が自主的に働く喜びを実感できる社会の実現に向けて様々な活動を行っています。具体的には、パンの製造・販売を営むスワンベーカリーにおける積極的な雇用や、クロネコDM便の委託配達を通じた働く場の提供、就労に必要な技術や知識の訓練を行う就労支援施設の運営など、障がい者の経済的な自立支援を継続的に行っています。

④ ヤマトグループは、より持続的な社会的価値の創造に向けて、社会と価値を共有するＣＳＶ（クリエーティング・シェアード・バリュー＝共有価値の創造）という概念に基づいた取組みを推進しています。当期においては、路線バス会社が宅急便を一部区間輸送する「客貨混載」を開始するなど、地域住民への生活サービスの向上や地元産業の活性化につながる取組みを推進しました。また、高齢者見守り支援や地域活性化支援など、引き続きヤマトグループの持つ経営資源を活用した多様なサービスの展開に取り組み、行政と連携した案件数の累計は１,459件となりました。

(2) 対処すべき課題

ヤマトグループは、株主様・お客様・社会・社員ならびに取引先の満足の実現に向けて、長期経営計画「ＤＡＮ－ＴＯＴＳＵ経営計画2019」および平成26年４月にスタートした中期経営計画「ＤＡＮ－ＴＯＴＳＵ３か年計画　ＳＴＥＰ」に基づき、以下の戦略に取り組んでいます。

① 日本経済の成長戦略に貢献するため、物流改革を実現する「バリュー・ネットワーキング」構想を推進してまいります。引き続き、「羽田クロノゲート」、「厚木ゲートウェイ」、「沖縄国際物流ハブ」を活用し、ヤマトグループの最大の強みであるラストワンマイルネットワークをさらに進化させてまいります。さらに、そのネットワークに、情報・物流・決済などの経営資源を融合させることで、物流のスピード・品質・コストの全てを向上させる高付加価値モデルの創出、展開に取り組んでまいります。

② アジアを中心とした海外の事業基盤確立に向け、「沖縄国際物流ハブ」をはじめとするヤマトグループの機能を活かし、クロスボーダー案件を推進してまいります。また、国際的な規格策定機関と連携し、保冷宅配便サービスに関する世界初の国際規格の策定に向けたプロジェクトを平成28年３月に開始するなど、アジア圏を中心にコールドチェーンの拡大に取り組むことで、付加価値機能を提供するボーダレスな物流ネットワークを実現してまいります。

③ 今後も成長が見込まれる通販市場に対しては、「宅急便コンパクト」、「ネコポス」の積極的な営業展開を図り、小さな荷物への新たなニーズに応えてまいります。なお従来、ダイレクトメール等の発送でクロネコメール便をご利用いただいていた法人のお客様に対しては、新たな投函サービスである「クロネコＤＭ便」により、引き続き利便性の高いサービスを提供してまいります。また、「YES!」の拡販などを通じて、ヤマトグループの経営資源を活用し、通販事業者様の新規参入や事業拡大に貢献することで、さらなる市場の成長を支えてまいります。

④ 健全な企業風土の醸成に向けては、お客様に信頼される品質の確立に最優先で取り組むとともに、社員満足の向上や、法務面や財務面

におけるガバナンスの強化、ＣＳＲ活動などを推進してまいります。

⑤　サービス品質の維持を最優先としながら、集配部門・事務部門・作業部門などあらゆる領域における生産性の向上、コスト管理に取り組んでまいります。また、ヤマトグループが提供する独自のサービスや高付加価値モデルに関して、コストに見合った適正なプライシング戦略を推進することで、収益力を一層強化してまいります。

⑥　将来にわたる労働力の不足に対しては、これまで以上に多様な働き方を創出し、女性、高齢者、外国人などそれぞれが活躍できる場を拡大することで、ダイバーシティへの取組みを推進しつつ、新たな労働力を確保してまいります。

⑦　地域の皆様の生活支援や地域経済の活性化に向けて、日本各地の行政や企業と連携したプラットフォームを構築してまいります。本業を通じて、企業と社会が共有できる価値を創造し、「社会から一番愛され信頼される企業グループ」となることを目指してまいります。

これからも、ヤマトグループの総合力を結集して、企業価値を向上させてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区　　分	平成24年度 第148期	平成25年度 第149期	平成26年度 第150期	平成27年度 (当　期) 第151期
営　業　収　益 (百万円)	1,282,373	1,374,610	1,396,708	1,416,413
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	35,144	34,776	37,533	39,424
1株当たり当期純利益　(円)	81.85	82.22	90.41	96.45
総　資　産 (百万円)	950,152	1,032,134	1,082,531	1,089,436
純　資　産 (百万円)	542,914	560,172	571,199	543,855
1株当たり純資産　(円)	1,261.35	1,316.12	1,368.66	1,349.56

(注) 1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成25年9月13日) 第39項に掲げられた定め等を適用し、当期より「当期純利益」から「親会社株主に帰属する当期純利益」へ表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前期までの実績についても同様に表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(4) 宅急便およびクロネコDM便の取扱実績の推移

区　　分	平成24年度 第148期	平成25年度 第149期	平成26年度 第150期	平成27年度 (当　期) 第151期
宅急便取扱個数 (百万個)	1,487	1,665	1,622	1,731
クロネコDM便取扱冊数 (百万冊)	2,112	2,084	1,901	1,536

(注) クロネコDM便の前期までの実績は、クロネコメール便の実績であります。

(5) 主な事業内容

ヤマトグループは、デリバリー事業をはじめとした下記の事業を営んでおります。

区　　分	事　　業　　内　　容
デリバリー事業	一般個人消費者・企業向け小口貨物輸送事業 （宅急便事業、クロネコDM便事業、国内航空貨物輸送事業など）
BIZ－ロジ事業	企業向け物流事業 （ロジスティクス事業、メディカル製品物流サービス、メンテナンスサポートサービス、リコールサポートサービス、国際貨物一貫輸送サービス、海外生活支援サービスなど）
ホームコンビニエンス事業	個人向け生活支援事業、法人向けビジネス支援事業 （家財・家電の集配・セッティングサービス、引越・生活関連サービス、物品販売事業など）
e－ビジネス事業	情報処理の受託・情報システム開発事業 （システムの開発、システムパッケージの販売、物流情報サービス、情報セキュリティサービスなど）
フィナンシャル事業	企業、一般消費者向け決済・金融商品提供事業 （宅急便コレクト、ネット総合決済サービス、企業間流通決済サービス、総合リースサービスなど）
オートワークス事業	運送事業者向け車両管理一括代行事業 （車両整備事業、燃料販売、損害保険代理店業など）
そ　の　他	ＪＩＴＢＯＸチャーター便による企業間物流事業、シェアードサービスなど

(6) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は605億８百万円で、その主なものは次のとおりであります。

区　　分	名　　称	設備の内容	投資額
デリバリー事業	ヤマト運輸株式会社	車両購入(3,103台)	百万円 13,969
		中部ゲートウェイ	5,844
		関西ゲートウェイ	2,392
フィナンシャル事業	ヤマトリース株式会社	リース用車両購入	25,858

(7) 資金調達の状況

当社は、当期中において第１回および第２回無担保社債の発行により200億円の資金調達を行いました。この資金調達は、東南アジア地域での小口輸送ネットワーク構築のための戦略的投資や宅急便の受取利便性を更に向上させるための投資などを踏まえて、実施したものであります。

(8) 主要な借入先

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社みずほ銀行	百万円 77,591
株式会社三井住友銀行	40,733
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	11,352

(注) フィナンシャル事業における経常的な借入れが含まれております。

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
デリバリー事業	175,460名	△1,014名
BIZ－ロジ事業	5,824	240
ホームコンビニエンス事業	5,246	55
e－ビジネス事業	4,925	13
フィナンシャル事業	852	△10
オートワークス事業	2,040	143
その他	2,235	99
合計	196,582	△474

（注）従業員数には、パートタイマー107,470名（前期末比1,339名減）を含めております。

(10) 車両の状況

区分	車両台数	前期末比増減
デリバリー事業	45,526台	△152台
BIZ－ロジ事業	968	△10
ホームコンビニエンス事業	2,104	△90
e－ビジネス事業	141	△5
フィナンシャル事業	656	27
オートワークス事業	723	22
その他	754	64
合計	50,872	△144

(11) 重要な子会社の状況

区　分	名　称	資本金	出資比率	主要な事業内容
デリバリー事業	ヤマト運輸株式会社	百万円 50,000	% 100.00	宅急便事業、クロネコDM便事業
	沖縄ヤマト運輸株式会社	50	100.00	沖縄県における宅急便事業、 クロネコDM便事業
	ヤマトグローバル エキスプレス株式会社	1,000	100.00	国内航空貨物輸送事業
BIZ-ロジ事業	ヤマトロジスティクス株式会社	1,000	100.00	ロジスティクス事業、国際引越等の海外生活支援サービス事業、美術品輸送事業
	ヤマトグローバル ロジスティクス ジャパン株式会社	1,880	100.00	国際航空貨物、海上貨物の取扱 輸出入通関事業
	ヤマトマルチメン テナンスソリュー ションズ株式会社	100	100.00	家電製品等の保守・修理関連事業、 メーカーリコールに関する総合支援事業
	ヤマトパッキング サービス株式会社	80	100.00	梱包、輸送、輸出業務代行事業 印刷物の封入、封緘、包装および発送事業
	YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC.	US$ 4,659,000	100.00	北米における航空貨物、海上貨物、国際引越の取扱 輸出入通関事業
ホームコンビニエンス事業	ヤマトホームコンビニエンス株式会社	百万円 480	100.00	家具・家電の配送、設置、セッティング事業 引越および生活関連事業 物品販売事業
e-ビジネス事業	ヤマトシステム 開発株式会社	1,800	100.00	ネットワーク業務 コンピュータ利用システムの研究、開発、情報の提供およびコンサルティング業務 ソフトウェアの開発ならびに機器の販売およびオンラインサービス
フィナンシャル事業	ヤマトフィナン シャル株式会社	1,000	100.00	商品代金の集金代行業
	ヤマトリース株式会社	30	100.00	総合リース業
オートワークス事業	ヤマトオートワークス株式会社	30	100.00	車両管理サービス事業 自動車整備事業 燃料油脂、自動車用部品の販売業 冷凍、冷蔵機器および荷役用運搬機器の修理・販売業 損害保険代理店業
その他	YAMATO ASIA PTE.LTD.	S$ 352,921,364	100.00	東南アジア地域統括、 事業開発および市場調査

（注）当期末における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

名　　称	住　　所	当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座二丁目16番10号	百万円 239,575	百万円 522,348

(12) 主　要　拠　点

区　　分	名　　称	本社所在地	事業所数
デリバリー事業	ヤマト運輸株式会社	東京都中央区	店 6,461
	沖縄ヤマト運輸株式会社	沖縄県糸満市	37
	ヤマトグローバルエキスプレス株式会社	東京都港区	289
BIZ－ロジ事業	ヤマトロジスティクス株式会社	東京都中央区	98
	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社	東京都中央区	42
	ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社	東京都中央区	22
	ヤマトパッキングサービス株式会社	東京都江東区	18
	YAMATO TRANSPORT U. S. A., INC.	アメリカ合衆国ニュージャージー州	31
ホームコンビニエンス事業	ヤマトホームコンビニエンス株式会社	東京都中央区	170
e－ビジネス事業	ヤマトシステム開発株式会社	東京都江東区	42
フィナンシャル事業	ヤマトフィナンシャル株式会社	東京都中央区	81
	ヤマトリース株式会社	東京都豊島区	66
オートワークス事業	ヤマトオートワークス株式会社	東京都中央区	110
その他	当　　社	東京都中央区	1
	YAMATO ASIA PTE. LTD.	シンガポール	1

2．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　1,787,541,000株

（2）発行済株式の総数　411,339,992株

（注）発行済株式の総数は、平成27年８月13日付および平成28年３月31日付で実施した自己株式の消却により、前期末に比べ24,224,800株減少しております。

（3）株　　主　　数　35,079名

（4）大　　株　　主

株　　主　　名	持　株　数	持　株　比　率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,370	8.37
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	26,222	6.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	20,056	5.03
ヤマトグループ社員持株会	17,975	4.51
株式会社みずほ銀行	14,647	3.68
日本生命保険相互会社	14,270	3.58
明治安田生命保険相互会社	12,264	3.08
ヤマトグループ取引先持株会	8,735	2.19
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	6,099	1.53
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6,033	1.51

（注）１．当社は、自己株式12,823,544株を保有しておりますが、議決権がないため上記の大株主より除外しております。
２．持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役に関する事項

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	木　川　　眞	
代表取締役社長 社長執行役員	山　内　雅　喜	
代表取締役副社長 副社長執行役員	神　田　晴　夫	ヤマト運輸㈱代表取締役会長
取締役 相談役	瀬　戸　　薫	
取締役	萩　原　敏　孝	㈱小松製作所顧問 ㈱ゼンショーホールディングス社外取締役 日野自動車㈱社外取締役 ㈱髙松コンストラクショングループ社外取締役
取締役	森　　正　勝	学校法人国際大学副理事長 ㈱スカパーＪＳＡＴホールディングス社外取締役 スタンレー電気㈱社外取締役 キリンホールディングス㈱社外監査役
常勤監査役	髙　原　和　子	
常勤監査役	小　川　悦　男	
監査役	横　瀬　元　治	朝日税理士法人顧問 野村不動産プライベート投資法人執行役員
監査役	鼎　　博　之	弁護士

（注）1．取締役のうち萩原敏孝、森　正勝の両氏は、社外取締役であります。
2．監査役のうち横瀬元治、鼎　博之の両氏は、社外監査役であります。
3．当社は、社外取締役および社外監査役の全員を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役小川悦男氏は、当社の財務担当取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役横瀬元治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．監査役鼎　博之氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．取締役萩原敏孝氏は、平成27年６月22日付で日野自動車㈱の社外監査役を辞任し、同社の社外取締役に就任しております。
8．監査役横瀬元治氏は、野村不動産レジデンシャル投資法人が平成27年10月１日付の合併に伴い解散したことにより、同投資法人の監督役員を退任しております。

9．社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は取締役瀬戸　薫、萩原敏孝、森　正勝の３氏および監査役全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の額

①　当期に支払った報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額	摘　要
	名	百万円	
取締役	6	328	（うち社外取締役　２名　18百万円）
監査役	4	48	（うち社外監査役　２名　12百万円）
合　計	10	376	

②　社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

当期において、社外役員が、当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は５百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

主 な 活 動 状 況

地　位	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取 締 役	萩 原 敏 孝	当期開催の取締役会18回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
取 締 役	森　　正 勝	当期開催の取締役会18回のうち15回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
監 査 役	横 瀬 元 治	当期開催の取締役会18回のすべてに出席し、財務および会計に関する専門知識と豊富な経験に基づき、必要な発言を行っております。また、当期開催の監査役会15回のすべてに出席し、さらに定期的に開催する代表取締役社長および社外取締役と監査役との意見交換会に出席し、主に財務および会計に関する質問を行うなど、取締役の職務執行状況について確認しております。
監 査 役	鼎　　博 之	当期開催の取締役会18回のすべてに出席し、国際弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験に基づき、必要な発言を行っております。また、当期開催の監査役会15回のすべてに出席し、さらに定期的に開催する代表取締役社長および社外取締役と監査役との意見交換会に出席し、主に海外事業リスクに関する質問を行うなど、取締役の職務執行状況について確認しております。

4．会計監査人の状況

（1）名　　称　　有限責任監査法人トーマツ

（2）当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支　払　額
①　公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬	百万円 197
②　①以外の報酬	3
③　当社および子会社等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	200

（注）監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算定根拠などについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、当社の会計監査人である監査法人に会社法第340条第１項各号に定める項目に該当する事実を認めた場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任の検討を行い、監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任いたします。

また、当社の監査役会は、当社の会計監査人である監査法人の監査品質等が監査業務の遂行に不十分であると思料される事実を認めた場合には、その事実に基づき当該会計監査人の不再任の検討を行い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案を決議いたします。

（4）非　監　査　業　務

当社は公認会計士法第２条第１項の業務以外の非監査業務として、第１回および第２回無担保社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務につきまして委託しております。

5．会社の体制および方針とその運用状況

（1）当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、下記のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

ⅰ．当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに当社およびグループ各社の業務の適正を確保するため、当社は、「グループ企業理念」を制定し「コンプライアンス宣言」を行う。当社の代表取締役は、これを当社およびグループ各社の取締役に周知徹底するとともに、取締役は、これに基づき業務を執行する。

ⅱ．上記の徹底を図るため、当社は、グループ全体のコンプライアンスの統括を担当する執行役員を委員長とする「コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス、リスク管理の取り組みを横断的に統括する。委員長は、当社およびグループ各社の状況を把握し、当社の取締役会に報告する。

ⅲ．当社は、当社およびグループ各社の取締役のコンプライアンス違反行為について社員が直接情報提供を行えるよう、グループ内部通報制度を整備する。

ⅳ．当社は、「グループ企業理念」の「企業姿勢」において、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係遮断を徹底することを宣言し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社のＣＳＲ担当部門に配置する。ＣＳＲ担当部門は、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図り、反社会的勢力による経営への関与防止および被害防止に努める。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役は、組織規程および組織運営規程において文書の保存年限、責任部門を規定し、取締役の職務の執行に係る重要書類および各種会議等の議事録を作成のうえ保存、管理する。

③ 当社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ．当社は、グループ全体のリスク管理の統括を担当する執行役員（コンプライアンス統括担当執行役員と兼務）を配置し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社のＣＳＲ担当部門に配置する。

ⅱ．当社は、グループ全体のリスク管理の基礎として、「リスク管理基本規程」を策定し、グループ各社においても当該基本規程に基づく「リスク管理基本規程」を策定する。

ⅲ．グループ各事業の中核となる事業フォーメーション代表会社および会社法上の大会社は、リスク管理担当部門を設置し、その責任者を配置する。当社のＣＳＲ担当部門がこれを統括し、グループ各社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

ⅳ．当社は、内部監査部門を設置し、当社およびグループ各社におけるリスク管理の実施状況・有効性の監査を行う。

④ 当社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ．当社は、執行役員制度を導入し経営の意思決定、監督と執行を分離することにより、経営の効率化と責任の明確化を図る。

ⅱ．当社は、取締役会を月１回以上開催する他、取締役会で審議する重要な事項は常勤取締役、執行役員、常勤監査役で構成される経営会議で議論、検討を行う。

ⅲ．当社の取締役会および経営会議ならびにグループ各社の取締役会における決議に基づく業務執行について、当社は、その執行手続および責任者を組織規程において定める。

⑤　当社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．当社およびグループ各社におけるコンプライアンス経営を実践するため、当社およびグループ各社は、「企業姿勢」「社員行動指針」を社員全員の行動規範として策定し、その文書の配布と教育を実施する。

ⅱ．グループ各事業の中核となる事業フォーメーション代表会社および会社法上の大会社は、コンプライアンス推進担当部門を設置し、その責任者を配置する。当社のＣＳＲ担当部門がこれを統括し、グループにおけるコンプライアンス推進状況を適時に把握、管理する。

ⅲ．当社は、内部監査部門を設置し、当社およびグループ各社におけるコンプライアンスの実施状況・有効性の監査を行う。

ⅳ．当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」を定期的に開催することにより、当社およびグループ各社において法令遵守を実現するための具体的な計画を策定のうえ推進し、その状況把握を行う。

ⅴ．当社は、グループ内部通報制度を設置し、コンプライアンス違反行為を通報しやすい環境を整備する。

⑥　当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ．当社およびグループ各社における業務の適正を確保するため、当社は、「グループ企業理念」を制定する。当社およびグループ各社は、これに基づき諸規程を策定し、業務を執行する。

ⅱ．当社は、グループ全体の経営の基本戦略を担当する執行役員を配置し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社の経営戦略担当部門に配置する。

ⅲ．当社は、グループ各社の経営管理について、純粋持株会社としての当社がグループ各社に対して行う業務を定めた経営管理契約に基づき執行する。

ⅳ．グループ各社は、当社が策定する関係会社管理規程に基づき、業務執行上重要な事項は当社の取締役会または経営会議において事前承認を得た上で執行するとともに、発生した経営上重要な事実については当社関連部門に報告するものとする。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査部門は、監査役職務を補助する業務を担当し、監査役会と協議のうえ必要と認めた人員を配置する。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人は執行に係る職務との兼務はできないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、当社の監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑨　当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

ⅰ．当社の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役、監査役等および使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え次の事項を遅滞なく報告する。

イ）取締役および使用人による重大な法令違反、定款違反および不正の事実

ロ）内部通報により知り得た重要な事実

ハ）その他当社およびグループ各社に重要な損失を与える恐れがある事実

ⅱ．当社およびグループ各社は、当社およびグループ各社の監査役に対して報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑩　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査費用の処理に関する規程を策定し、監査費用の支弁のため一定額の予算を確保する。

⑪　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ．当社の監査役は、取締役会の他、経営会議、業務執行会議その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するとともに、必要な意見を述べることができる。

ⅱ．当社は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設ける。

ⅲ．当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部監査実施状況および結果を、当社の監査役に随時報告し、効果的な監査のための連携を図る。

ⅳ．当社およびグループ各社の監査役は、グループ監査役連絡会において、グループ各社間の情報交換や連携を図る。

ⅴ．当社は、当社の内部監査部門に監査役会およびグループ監査役連絡会の事務局を設置し、当社およびグループ各社の監査役の監査について円滑な遂行を図る。

ⅵ．当社は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに情報交換し、効果的な監査のために連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は下記のとおりです。

① 取締役の職務の執行

取締役会を18回開催し、取締役と監査役の出席の下、決裁基準に沿った個別的な議案の決議だけでなく、経営に関する重要な事項（成長戦略・投資・資本政策・人事戦略など）について議論および決議を行っております。

② コンプライアンス

当社の法務・ＣＳＲ戦略担当執行役員、常勤監査役、社外弁護士および主要なグループ会社のコンプライアンス担当責任者が出席する「コンプライアンス・リスク委員会」を四半期に一度開催し、グループ全体のコンプライアンスの取組みを横断的に統括しております。

また、当社およびグループ各社のコンプライアンス違反行為について社員が直接通報を行えるグループ内部通報制度の仕組みを整備しております。

そのほか、法令および企業倫理などの遵守を宣言する「コンプライアンス宣言」ポスターを当社およびグループ各社の全事業所に掲示し、コンプライアンスへの意識と注意を喚起しています。

反社会的勢力との関係遮断につきましては、社会におけるヤマトグループの責任や姿勢についてまとめた「グループ企業理念」に定めており、小冊子を当社およびグループ各社の全社員に配布することで、周知徹底を図っております。

③ リスクマネジメント

当社およびグループ各社にコンプライアンス・リスク担当責任者を配置し、迅速かつ円滑にリスクに対応する体制を整えております。

緊急事態発生時には、グループ共通の緊急事態の速報体制に基づき、当社の法務・ＣＳＲ戦略担当執行役員と常勤監査役に遅滞なく報告を

行っております。
　また、重点リスクについては当社の「コンプライアンス・リスク委員会」にて事例共有と対策協議を行っております。

④　監査体制
　当社の監査担当と主要なグループ会社の内部監査担当部門それぞれにおいて、業務がルールに従って有効に実施されているかをチェックし、逸脱したものがあれば直ちに改善する体制を構築しております。
　また、当社の監査役およびグループ各社の常勤監査役によるグループ監査役連絡会を月一回開催することで、情報交換を通じた連携を図り、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、純粋持株会社として、グループ全体の企業価値を高めることを目的として事業を展開しております。したがいまして、剰余金の配当は、親会社株主に帰属する当期純利益を基準に配当性向30％を目標として実施することとしております。また、内部留保資金につきましては、経営資源の一つであるネットワークの強化を中心とした設備投資や、新規事業や新商品の開発への投資および企業価値を高めるための投資など、グループ全体の成長のために活用してまいります。また、自己株式につきましては、資本政策の一環としてM＆Aへの活用など、弾力的に考えてまいります。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**583,982**	**流動負債**	**348,097**
現金及び預金	249,593	支払手形及び買掛金	148,456
受取手形及び売掛金	197,382	短期借入金	55,933
割賦売掛金	43,647	リース債務	2,509
リース投資資産	48,894	未払法人税等	19,782
たな卸資産	2,857	割賦利益繰延	5,894
繰延税金資産	14,907	賞与引当金	30,676
その他の流動資産	27,777	その他の流動負債	84,844
貸倒引当金	△ 1,079	**固定負債**	**197,483**
固定資産	**505,454**	社債	20,000
（有形固定資産）	(405,641)	長期借入金	90,515
建物及び構築物	137,572	リース債務	5,387
機械装置	17,085	繰延税金負債	2,799
車両運搬具	17,925	退職給付に係る負債	71,551
土地	176,139	その他の固定負債	7,229
リース資産	8,572	**負債合計**	**545,581**
建設仮勘定	23,538		
その他の有形固定資産	24,807	純資産の部	
（無形固定資産）	(20,960)	**株主資本**	**537,348**
ソフトウェア	14,525	資本金	127,234
その他の無形固定資産	6,434	資本剰余金	36,813
（投資その他の資産）	(78,851)	利益剰余金	402,375
投資有価証券	31,498	自己株式	△ 29,075
長期貸付金	1,009	**その他の包括利益累計額**	**473**
敷金	16,452	その他有価証券評価差額金	9,790
退職給付に係る資産	54	為替換算調整勘定	750
繰延税金資産	27,007	退職給付に係る調整累計額	△ 10,067
その他の投資その他の資産	3,737	**非支配株主持分**	**6,034**
貸倒引当金	△ 908	**純資産合計**	**543,855**
資産合計	**1,089,436**	**負債純資産合計**	**1,089,436**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**1,416,413**
営業原価		1,306,200
営業総利益		**110,212**
販売費及び一般管理費		41,672
営業利益		**68,540**
営業外収益		
受取利息及び配当金	833	
その他の収益	1,623	2,456
営業外費用		
支払利息	547	
その他の費用	1,022	1,570
経常利益		**69,426**
特別利益		
固定資産売却益	354	
投資有価証券売却益	53	
その他特別利益	10	418
特別損失		
固定資産除却損	286	
減損損失	1,154	
その他特別損失	324	1,766
税金等調整前当期純利益		**68,078**
法人税、住民税及び事業税	27,434	
法人税等調整額	980	28,414
当期純利益		**39,663**
非支配株主に帰属する当期純利益		238
親会社株主に帰属する当期純利益		**39,424**

（ご参考）

連結包括利益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
当期純利益	39,663
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△ 3,975
為替換算調整勘定	△ 418
退職給付に係る調整額	△ 10,787
その他の包括利益合計	△ 15,181
包括利益	24,482
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	24,165
非支配株主に係る包括利益	316

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日残高	127,234	70,209	395,352	△ 43,007	549,789
当期中の変動額					
剰余金の配当			△ 10,674		△ 10,674
連結範囲変更による利益剰余金増加高			87		87
親会社株主に帰属する当期純利益			39,424		39,424
自己株式の取得				△ 50,006	△ 50,006
自己株式の処分		△ 1,636		11,207	9,570
自己株式の消却		△ 30,915	△ 21,815	52,731	－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 843			△ 843
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）					
当期中の変動額合計	－	△ 33,396	7,022	13,932	△ 12,441
平成28年３月31日残高	127,234	36,813	402,375	△ 29,075	537,348

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年４月１日残高	13,847	1,169	715	15,731	5,678	571,199
当期中の変動額						
剰余金の配当						△ 10,674
連結範囲変更による利益剰余金増加高						87
親会社株主に帰属する当期純利益						39,424
自己株式の取得						△ 50,006
自己株式の処分						9,570
自己株式の消却						－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△ 843
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	△ 4,057	△ 418	△ 10,783	△ 15,258	355	△ 14,903
当期中の変動額合計	△ 4,057	△ 418	△ 10,783	△ 15,258	355	△ 27,344
平成28年３月31日残高	9,790	750	△ 10,067	473	6,034	543,855

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	157,582	流動負債	138,384
現金及び預金	138,345	営業未払金	566
営業未収金	46	短期借入金	16,653
短期貸付金	12,998	未払法人税等	45
繰延税金資産	117	未払費用	63
未収法人税等	5,192	預り金	120,796
その他の流動資産	882	賞与引当金	57
固定資産	364,765	その他の流動負債	201
（有形固定資産）	（6,574）	固定負債	41,706
車両	21	社債	20,000
建物	683	長期借入金	14,476
工具器具備品	12	繰延税金負債	2,082
土地	5,840	退職給付引当金	73
その他の有形固定資産	16	関係会社事業損失引当金	4,935
（無形固定資産）	（988）	その他の固定負債	138
ソフトウェア	986	負債合計	180,090
その他の無形固定資産	2		
（投資その他の資産）	（357,202）	純資産の部	
投資有価証券	22,563	株主資本	334,612
関係会社株式	315,603	資本金	127,234
長期貸付金	20,883	資本剰余金	36,822
その他の投資その他の資産	1,367	資本準備金	36,822
投資損失引当金	△ 3,216	利益剰余金	199,630
		その他利益剰余金	199,630
		別途積立金	188,965
		繰越利益剰余金	10,665
		自己株式	△ 29,075
		評価・換算差額等	7,644
		その他有価証券評価差額金	7,644
		純資産合計	342,257
資産合計	522,348	負債純資産合計	522,348

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
営　業　収　益		**32,236**
販売費及び一般管理費		7,060
営　業　利　益		**25,176**
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	952	
その他の収益	48	1,001
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	98	
その他の費用	606	704
経　常　利　益		**25,473**
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	23	23
特　別　損　失		
投資損失引当金繰入額	2,641	
関係会社事業損失引当金繰入額	3,131	
その他特別損失	0	5,772
税引前当期純利益		**19,724**
法人税、住民税及び事業税	92	
法人税等調整額	201	293
当　期　純　利　益		**19,430**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
平成27年４月１日残高	127,234	36,822	32,552	69,375	188,965	23,724
当期中の変動額						
剰余金の配当						△ 10,674
当期純利益						19,430
自己株式の取得						
自己株式の処分			△ 1,636	△ 1,636		
自己株式の消却			△ 30,915	△ 30,915		△ 21,815
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						
当期中の変動額合計	－	－	△ 32,552	△ 32,552	－	△ 13,059
平成28年３月31日残高	127,234	36,822	－	36,822	188,965	10,665

（単位：百万円）

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	利益剰余金合計				
平成27年4月1日残高	212,690	△ 43,007	366,292	11,830	378,122
当期中の変動額					
剰余金の配当	△ 10,674		△ 10,674		△ 10,674
当期純利益	19,430		19,430		19,430
自己株式の取得		△ 50,006	△ 50,006		△ 50,006
自己株式の処分		11,207	9,570		9,570
自己株式の消却	△ 21,815	52,731	－		－
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）				△ 4,185	△ 4,185
当期中の変動額合計	△ 13,059	13,932	△ 31,679	△ 4,185	△ 35,865
平成28年3月31日残高	199,630	△ 29,075	334,612	7,644	342,257

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月２日

ヤマトホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津田良洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀一英 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田義浩 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ヤマトホールディングス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマトホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月２日

ヤマトホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津田良洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀一英 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田義浩 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ヤマトホールディングス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

ヤマトホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　髙　原　和　子　㊞

常勤監査役　小　川　悦　男　㊞

社外監査役　横　瀬　元　治　㊞

社外監査役　鼎　　博　之　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員６名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、萩原敏孝、森　正勝の両氏は、社外取締役候補者であります。

候補者No.	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	再任 木川（きがわ）　眞（まこと） 昭和24年12月31日生	昭和48年４月　㈱富士銀行入行 平成16年４月　㈱みずほコーポレート銀行常務取締役リスク管理グループ統括役員兼人事グループ統括役員 平成17年４月　当社入社 平成17年６月　当社常務取締役 平成17年11月　当社代表取締役常務 平成18年４月　当社代表取締役兼常務執行役員 平成18年６月　当社代表取締役兼専務執行役員 平成19年３月　当社代表取締役兼執行役員 平成19年３月　ヤマト運輸㈱代表取締役社長兼社長執行役員 平成20年６月　当社取締役兼執行役員 平成23年４月　当社代表取締役社長兼社長執行役員 平成27年４月　当社代表取締役会長 現在に至る --- 【取締役候補者とした理由】 木川　眞氏は、社外での豊富な経営経験と幅広い見識を活かし、当社子会社であるヤマト運輸㈱の代表取締役社長を歴任後、平成23年４月から平成27年３月まで当社の代表取締役社長としてグループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。平成27年４月から代表取締役会長として、当社のガバナンスの維持・向上により企業価値の向上に繋げるため、引き続き選任をお願いするものです。	53,900株

候補者No.	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
2	再任 山内雅喜（やまうちまさき） 昭和36年1月11日生	昭和59年４月　当社入社 平成17年４月　当社執行役員 平成17年４月　当社東京支社長 平成17年11月　ヤマト運輸㈱執行役員 平成17年11月　同社人事総務部長 平成19年３月　当社執行役員 平成19年３月　当社人事戦略担当 平成19年５月　当社経営戦略担当 平成20年４月　ヤマトロジスティクス㈱代表取締役社長兼社長執行役員 平成23年４月　ヤマト運輸㈱代表取締役社長兼社長執行役員 平成23年６月　当社取締役兼執行役員 平成27年４月　当社代表取締役社長兼社長執行役員現在に至る 【取締役候補者とした理由】 山内雅喜氏は、当社子会社であるヤマトロジスティクス㈱の代表取締役社長、ヤマト運輸㈱の代表取締役社長を歴任後、平成27年４月から現在に至るまで当社の代表取締役社長としてグループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。 代表取締役社長として、当社のガバナンスの維持・向上により企業価値の向上に繋げるため、引き続き選任をお願いするものです。	27,800株

候補者No.	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
3	再任 神田晴夫（かんだはるお） 昭和27年9月26日生	昭和60年１月　当社入社 平成16年４月　当社人事部長 平成17年８月　当社執行役員 平成17年11月　ヤマト運輸㈱執行役員 平成18年７月　同社常務執行役員 平成20年４月　当社常務執行役員 平成20年６月　当社代表取締役兼常務執行役員 平成25年４月　当社代表取締役兼専務執行役員 平成26年４月　当社人事戦略・ネットワーク戦略・法務・ＣＳＲ戦略・監査担当 平成27年４月　当社代表取締役副社長兼副社長執行役員 現在に至る （重要な兼職の状況） ヤマト運輸㈱代表取締役会長 【取締役候補者とした理由】 神田晴夫氏は、当社子会社であるヤマト運輸㈱の執行役員、当社役員として、人事戦略、ネットワーク戦略、法務・ＣＳＲ戦略、監査担当の管理部門の管掌を歴任後、平成27年４月からは当社代表取締役副社長兼副社長執行役員として当社グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。 代表取締役副社長として、当社のガバナンスの維持・向上により企業価値の向上に繋げるため、引き続き選任をお願いするものです。	21,100株

候補者No.	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
4	再任 社外 独立役員 萩原敏孝（はぎわらとしたか） 昭和15年6月15日生	昭和44年12月 ㈱小松製作所入社 平成２年６月 同社取締役 平成７年６月 同社常務取締役 平成９年６月 同社専務取締役 平成11年６月 同社代表取締役副社長 平成15年６月 同社代表取締役会長 平成19年６月 同社相談役・特別顧問 平成21年６月 当社取締役 現在に至る 平成23年７月 ㈱小松製作所特別顧問 平成25年７月 同社顧問 現在に至る （重要な兼職の状況） ㈱小松製作所顧問 ㈱ゼンショーホールディングス社外取締役 日野自動車㈱社外取締役 ㈱髙松コンストラクショングループ社外取締役 --- 【社外取締役候補者とした理由】 萩原敏孝氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。	3,000株

候補者No.	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
5	再任 社外 独立役員 森（もり） 正勝（まさかつ） 昭和22年1月22日生	昭和44年４月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー（現アクセンチュア㈱）入社 昭和47年５月 公認会計士資格取得 昭和56年９月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー（現アクセンチュア㈱）パートナー（共同事業者） 平成元年２月 アンダーセン・コンサルティング（現アクセンチュア㈱）社長 アンダーセン・コンサルティング（グローバル）（現アクセンチュア）ボードメンバー 平成15年４月 アクセンチュア㈱代表取締役会長 平成19年９月 同社最高顧問 平成21年10月 学校法人国際大学学長 平成25年４月 同大学特別顧問 平成25年６月 当社取締役 現在に至る 平成25年11月 学校法人国際大学副理事長 現在に至る （重要な兼職の状況） 学校法人国際大学副理事長 ㈱スカパーＪＳＡＴホールディングス社外取締役 スタンレー電気㈱社外取締役 キリンホールディングス㈱社外監査役 【社外取締役候補者とした理由】 森　正勝氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。	5,400株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
（1）独立役員について
当社は、萩原敏孝、森　正勝の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、両氏は当社の独立性判断基準（52頁）を満たしております。
（2）社外取締役に就任してからの年数について
萩原敏孝、森　正勝の両氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって萩原敏孝氏は７年、森　正勝氏は３年になります。

(3) 過去５年間に他の株式会社の役員に就任していた場合に、その在任中に当該他の会社において不当な業務執行が行われた事実ならびにその発生予防および発生後の対応について

①萩原敏孝氏は、平成22年６月から平成26年６月まで日本精工㈱の社外取締役に就任しておりましたが、同社は、平成23年７月に、ベアリング（軸受）製品の取引に関し独占禁止法違反があったとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。その後、平成25年２月に東京地方裁判所において罰金刑を言い渡され、同年３月には、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

そのほか同社および同社の子会社は、各国の関係当局による競争法に関する調査等を受け、平成25年９月に米国司法省と罰金の支払い等を内容とする司法取引に合意し、また、平成26年１月にはカナダ、同年３月には欧州、同年５月に豪州およびシンガポール、同年８月に中国で、関係当局または裁判所から、制裁金等の支払いを命じられました。

萩原敏孝氏は、上記記載の独占禁止法違反等にかかる事実について、その判明時まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日本精工㈱の社外取締役として日頃から法令遵守の視点に立った助言を行い、法令遵守について注意喚起をしておりました。上記事実の判明後は、同社取締役会等において、これらの事実関係を究明し、コンプライアンスをさらに強化・徹底すること、およびこのような事態の再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行し、日本精工㈱グループの信頼回復に努めました。

②萩原敏孝氏は、平成22年６月より㈱ゼンショーホールディングスの社外取締役に就任し現在に至っておりますが、同社の100％子会社である㈱ゼンショー（現㈱すき家本部）の運営している牛丼チェーン「すき家」において、平成26年２月から３月にかけて一部従業員の過重労働が発生し、労働基準監督署等より是正指導を受けました。これを重く見た同社は、同年４月に第三者委員会を組織し、当該事案の徹底的な原因究明と改善案の提言を依頼し、同年７月に同委員会より報告書を受領しております。その提言に沿い、同年11月に職場環境改善を加速・徹底するため、５名の有識者で構成される職場環境改善促進委員会を組織し、改善に取組みました。その結果、平成27年３月に同委員会より、職場環境の改善状況を総括、評価した報告書を受領しております。

萩原敏孝氏は、㈱ゼンショーホールディングスの社外取締役として日頃から法令遵守の視点に立った助言を行うとともに、上記事案発生後においては同社の取締役会等において、コンプライアンスのさらなる強化・徹底のほか、法令遵守の視点に立って上記のような事案の再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行しております。

③森　正勝氏は、平成22年６月にスタンレー電気㈱の社外取締役に就任し、現在に至っておりますが、自動車用ランプの取引に関して、同社は平成

24年３月に公正取引委員会の立入検査を受け、平成25年３月、同委員会より独占禁止法に違反がある旨の言及がなされました。

森　正勝氏は、同社社外取締役として日頃から取締役会等において、法令遵守の重要性とその徹底について適宜発言しておりました。上記事実の判明後は、実態調査および再発防止に向けて、内部統制のさらなる強化をはかるよう、各種の提言・意見表明を行う等、その職責を適切に遂行しております。

３．責任限定契約について

当社と萩原敏孝、森　正勝の両氏は、それぞれ、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役のうち鼎　博之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたします。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、鼎　博之氏は、社外監査役候補者であります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 生年月日	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
再任 社外 独立役員 かなえ　ひろゆき 鼎　博之 昭和29年３月28日生	昭和54年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 昭和62年９月　ニューヨーク市クデールブラザーズ法律事務所入所 昭和63年７月　ニューヨーク州弁護士登録 昭和63年９月　西・田中・高橋法律事務所入所 平成４年４月　同事務所パートナー 平成13年５月　新東京法律事務所にパートナーとして参加 平成19年10月　事務所統合により、ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）（後にビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業））にパートナーとして参加 平成24年６月　当社監査役現在に至る 平成27年４月　事務所統合により、アンダーソン・毛利・友常法律事務所にパートナーとして参加現在に至る （重要な兼職の状況） 弁護士 【社外監査役候補者とした理由】 鼎　博之氏は、国際弁護士としての高度な専門知識を、事業の海外展開を推進していく当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できることができるものと判断しております。	2,100株

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

（1）独立役員について

当社は、鼎　博之氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、同氏は、当社の独立性判断基準（52頁）を満たしております。

（2）社外監査役に就任してからの年数について
鼎　博之氏は、現に当社の社外監査役であり、在任期間は本総会終結の時をもって４年になります。

３．責任限定契約について
当社と鼎　博之氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

以　上

（ご参考）

「ヤマトグループの社外役員選任における独立性の判断基準について」

1．独立性判断基準

ヤマトホールディングス株式会社は、当社の社外取締役および社外監査役（以下総称して、「社外役員」という。）の独立性判断基準を以下のとおり定めています。

2．社外役員の独立性要件

当社における社外取締役または社外監査役が独立性を有すると判断するには、以下各号のいずれかに該当する者であってはならないものとする。

（1）当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社」という。）を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）である場合は、その業務執行者。
（2）当社の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。
（3）当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
（4）当社を主要な取引先とするコンサルタント、会計専門家または法律専門家等、専門サービスを提供する法人等の一員。
（5）当社の主要な株主、もしくは主要な株主が法人等である場合は、その業務執行者。
（6）当社が寄付を行っている先またはその業務執行者。
（7）現在または過去において当社またはその子会社の取締役（社外取締役を除く。）・監査役（社外監査役を除く。）・執行役員または使用人であった者。
（8）当社の取締役、監査役、執行役員または使用人の近親者。
（9）上記のいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者。

以　上

〈インターネット等による議決権行使のご案内〉

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1．インターネットによる議決権行使について

（1）書面による議決権行使に代えて、パソコンまたは携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使することができます。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

<携帯電話用>

http://www.it-soukai.com/

（2）行使期限は平成28年６月23日（木曜日）午後５時です。お早めの行使をお願いいたします。

（3）書面とインターネットにより、重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる行使を有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効とします。

（4）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

（5）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

（1）議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120－768－524**（平日９：00～21：00）

（2）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120－288－324**（平日９：00～17：00）

【議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使のご案内】

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

―メモ欄―

株主総会会場ご案内図



総会会場



銀座ブロッサム
(中央会館)ホール

東京都中央区銀座二丁目15番6号
TEL 03-3542-8585(代表)

交通のご案内

東京メトロ	有楽町線	新富町駅	1番出口より	徒歩 約3分
	銀座線	銀座駅	A13出口より	徒歩 約15分
	日比谷線	東銀座駅	5番出口より	徒歩 約10分
都営地下鉄	浅草線	東銀座駅	A7出口 A8出口より	徒歩 約10分
JR	山手線	有楽町駅	中央口より	徒歩 約20分
	京浜東北線			

◎当会場では駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT by MORISAWA
ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた
見やすいデザインの文字を採用しています。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

平成28年６月２日

株　主　各　位

第151期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当社は、第151期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yamato-hd.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

- 連結計算書類の連結注記表……１～６頁
- 計算書類の個別注記表……７～11頁

ヤマトホールディングス株式会社

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（2）連結の範囲に関する事項

①　連結子会社

子会社のうち、

ヤマト運輸㈱	沖縄ヤマト運輸㈱	ヤマトグローバルエキスプレス㈱
ヤマトロジスティクス㈱	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン㈱	ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ㈱
ヤマトパッキングサービス㈱	YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC.	ヤマトホームコンビニエンス㈱
ヤマトシステム開発㈱	ヤマトフィナンシャル㈱	ヤマトリース㈱
ヤマトオートワークス㈱	YAMATO ASIA PTE. LTD.	

など、40社を連結の範囲に含めております。なお、ヤマトダイアログ＆メディア株式会社については重要性が増加したため、当期より連結の範囲に含めております。

②　非連結子会社等

子会社のうち、YAMATO LOGISTICS INDIA PVT. LTD.他は連結の範囲に含められておりません。これらの非連結子会社の総資産、営業収益、当期純利益および利益剰余金等はいずれも重要性に乏しく、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

（3）持分法の適用に関する事項

YAMATO LOGISTICS INDIA PVT. LTD.他の非連結子会社およびYAMATO UNYU（THAILAND）CO., LTD.他の関連会社は、持分法を適用しておりません。これらの会社の当期純利益および利益剰余金等はいずれも重要性に乏しく、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

（4）連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC.他の在外連結子会社10社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を採用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

（5）会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準および評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法　　ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法

在外連結子会社は、見積耐用年数に基づく定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法　　ただし、ソフトウェアについては、見込利用可能期間５年以内の定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④　引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

在外連結子会社は該当ありません。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

ⅰ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ⅱ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、発生年度の翌期から費用処理しております。

ⅲ．未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥　収益の計上基準

割賦利益繰延

ショッピングクレジットに係る収益については、期日到来基準による均分法により計上しております。

⑦　重要なヘッジ会計の方法

ⅰ．ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ⅱ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ⅲ．ヘッジ方針

資金の調達に係る金利変動リスクを回避することを目的として金利スワップ取引を行っております。

ⅳ．ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

⑧　消費税および地方消費税の処理方法

税抜方式によっております。

2．表示方法の変更

連結財務諸表に関する会計基準等の適用に伴う変更

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

3．追加情報

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立しました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が、平成28年４月１日に開始する年度および平成29年４月１日に開始する年度において解消が見込まれる一時差異等については、従来の32.3％から30.9％に変更されます。また、平成30年４月１日に開始する年度以降については30.6％に変更されます。この変更等により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,894百万円（うち税率変更による影響額1,893百万円）減少し、法人税等調整額は1,833百万円（うち税率変更による影響額1,832百万円）増加しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　480,331百万円

5．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当期において、ヤマトグループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用　途	種　類	地　域	減損損失（百万円）
支店及び センター店 他	建物、土地 他	ヤマト運輸株式会社 徳島主管支店　他８件	1,154

ヤマトグループは管理会計上の区分、投資の意思決定を行う際の単位を基準として、ヤマト運輸株式会社については主に主管支店および管下店、当社およびその他の連結子会社については事業部単位を基本としてグルーピングを行いました。

その結果、ヤマト運輸株式会社徳島主管支店他８件の資産グループについて、営業活動から生ずる損益の継続的なマイナス、または、市場価格の著しい下落等が認められたため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,154百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

その主な内訳は、建物578百万円、土地360百万円であります。

なお、回収可能価額を正味売却価額により測定する場合は、主として不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額もしくは公示価格に基づいて評価しております。

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式（注）1	435,564	－	24,224	411,339
合計	435,564	－	24,224	411,339
自己株式				
普通株式（注）2	22,370	19,850	29,397	12,823
合計	22,370	19,850	29,397	12,823

（注）1．普通株式の発行済株式の株式数の減少24,224千株は、保有自己株式の消却による減少であります。

2．普通株式の自己株式の株式数の増加19,850千株は、自己株式の買付による増加19,847千株などであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少29,397千株は、保有自己株式の消却による減少24,224千株、新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による減少5,172千株などであります。

（2）配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年5月14日取締役会	普通株式	5,371	13	平成27年3月31日	平成27年6月2日
平成27年10月29日取締役会	普通株式	5,302	13	平成27年9月30日	平成27年12月10日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年5月19日取締役会	普通株式	5,977	利益剰余金	15	平成28年3月31日	平成28年6月3日

（注）1株当たり配当額15円には、記念配当2円を含んでおります。

7．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

ヤマトグループは、さらなる事業の成長をはかるため、ネットワーク構築等に対する投資計画に照らし、必要資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、主に借入金の金利変動リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は実施しておりません。

また、一部の連結子会社では、リース業、信用購入あっせん業を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、割賦売掛金等は、取引相手先の信用リスクを伴っており、期日ごとの入金管理、未収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクを伴っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その大半が１年以内の支払期日であります。

短期借入金および長期借入金は主に金融事業に係る資金調達であります。借入金には変動金利で調達しているものがあり、その一部について、資金調達に係る金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。なお、金利スワップ取引は、デリバティブ取引の権限を定めた社内規程に基づいて行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクを伴っておりますが、ヤマトグループでは、各社が資金決済、記帳、残高モニタリングおよび資金繰り管理を実施するなどのリスク管理を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には一定の前提条件等により合理的に算定された価額が含まれているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注）５参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	249,593	249,593	－
② 受取手形及び売掛金	197,382		
貸倒引当金	△ 124		
	197,257	198,154	897
③ 割賦売掛金	43,647		
貸倒引当金	△ 645		
割賦利益繰延	(5,894)		
	37,107	42,933	5,826
④ 投資有価証券			
その他有価証券	29,215	29,215	－
⑤ 支払手形及び買掛金	(148,456)	(148,456)	－
⑥ 短期借入金	(55,933)	(56,017)	84
⑦ 長期借入金	(90,515)	(90,859)	343
⑧ デリバティブ取引	－	－	－

（注）１．連結貸借対照表計上額および時価において、負債に計上されているものは、( ) で示しております。

2．受取手形及び売掛金においては、短期間で決済されない受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
3．割賦売掛金においては、対応する貸倒引当金および割賦利益繰延を控除しております。
4．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
① 現金及び預金
預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
② 受取手形及び売掛金
受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。なお、一部の受取手形及び売掛金は、債権の区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の指標で割引いた現在価値により算定しております。
③ 割賦売掛金
割賦売掛金の時価については、債権ごとにその将来キャッシュ・フローを市場金利等の指標で割引いた現在価値により算定しております。
④ 投資有価証券
投資有価証券のうち上場株式の時価については、取引所の価格によっております。
⑤ 支払手形及び買掛金
支払手形及び買掛金については、その大半が１年以内の支払期日であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
⑥ 短期借入金、および⑦　長期借入金
短期借入金、長期借入金および金利スワップの特例処理の要件を満たし、金利スワップと一体として処理された長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合の利率で割引いて算出しております。
⑧ デリバティブ取引
金利スワップについては特例処理を採用しており、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
5．非上場有価証券（連結貸借対照表計上額2,282百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④　投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

8．１株当たり情報に関する注記
（1）１株当たり純資産額　1,349円56銭
（2）１株当たり当期純利益　96円45銭

個 別 注 記 表

1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

関係会社株式……移動平均法による原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建　　物……定額法

建物以外……定率法

無形固定資産……定額法　　ただし、ソフトウェアについては、見込利用可能期間５年以内の定額法

（3）引当金の計上基準

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

投資損失引当金……関係会社への投資に対する損失に備えて、その資産内容等を検討して計上しております。

関係会社事業損失引当金…関係会社の事業損失に備えるため、当該損失に対する当社負担見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えて、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、発生年度の翌期から費用処理しております。

（4）退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

（5）重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針
資金の調達に係る金利変動リスクを回避することを目的として金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(6) 消費税および地方消費税の処理方法
税抜方式によっております。

3．追加情報
法人税率の変更等による影響
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立しました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が、平成28年４月１日に開始する年度および平成29年４月１日に開始する年度において解消が見込まれる一時差異等については、従来の32.3%から30.9%に変更されます。また、平成30年４月１日に開始する年度以降については30.6%に変更されます。この変更等により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は111百万円（うち税率変更による影響額109百万円）減少し、法人税等調整額は13百万円（うち税率変更による影響額15百万円）増加しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	481百万円
(2) 保証債務残高	6,776百万円
① 借入金等に対する連帯保証	6,214百万円
② 通運計算契約に基づく連帯保証	300百万円
③ 借入金等に対する経営指導念書の差入れ	261百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	13,353百万円
関係会社に対する長期金銭債権	19,919百万円
関係会社に対する短期金銭債務	120,968百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営　業　収　益	32,218百万円
	営　業　費　用	1,071百万円
	営業取引以外の取引高	393百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（注）	22,370	19,850	29,397	12,823

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加19,850千株は、自己株式の買付による増加19,847千株などであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少29,397千株は、保有自己株式の消却による減少24,224千株、新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による減少5,172千株などであります。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	17百万円
未払事業税	10
繰越欠損金	77
その他	11
繰延税金資産（流動）計	117

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	22
投資有価証券評価損	1,401
関係会社株式	34,697
繰越欠損金	1,814
その他	2,575
繰延税金資産（固定）小計	40,511
評価性引当額	△40,285
繰延税金資産（固定）計	225

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	△ 2,277
その他	△ 31
繰延税金負債（固定）計	△ 2,308
繰延税金資産（△負債）の純額	△ 1,965

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社等　（単位：百万円）

種　類	会社の名称	住　所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容
						役員の兼任等
子会社	ヤマト運輸㈱	東京都中央区	50,000	宅急便事業 クロネコDM便事業	所有　直接 100.00%	兼任 3名
子会社	雅瑪多（中国）運輸有限公司	上海 中国	RMB 200,000,000	中国における宅急便事業	所有　直接 100.00%	なし
子会社	ヤマトシステム開発㈱	東京都江東区	1,800	システムの開発	所有　直接 100.00%	兼任 1名
子会社	ヤマトフィナンシャル㈱	東京都中央区	1,000	集金代行業	所有　直接 100.00%	兼任 1名
子会社	YAMATO ASIA PTE. LTD.	シンガポール	S$ 352,921,364	地域統括業務	所有　直接 100.00%	兼任 1名

（単位：百万円）

種　類	会社の名称	関係内容	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
		事業上の関係				
子会社	ヤマト運輸㈱	経営管理 資金の貸付	経営管理料の受取	4,050	－	－
			設備資金の返済	△13,306	短期貸付金	12,024
			利息の受取	177	長期貸付金	19,887
			資金貸借	△ 3,757	預り金	54,467
			利息の支払	19		
子会社	雅瑪多（中国）運輸有限公司	経営管理 債務保証	債務保証の引受	6,214	－	－
			保証料の受取	10	その他の流動資産	5
子会社	ヤマトシステム開発㈱	経営管理 システムの運営管理	資金貸借	591	預り金	6,261
			利息の支払	1		
子会社	ヤマトフィナンシャル㈱	経営管理	資金貸借	5,819	預り金	39,871
			利息の支払	10		
子会社	YAMATO ASIA PTE. LTD.	東南アジア地域の事業開発および市場調査	増資の引受	21,522	－	－

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

① 経営管理料につきましては、業務内容等を勘案し、双方協議の上合理的に決定しております。

② 預り金および貸付金の金利につきましては、市場金利に基づき決定しております。

③ 資金貸借の取引金額は期中の純増減額を記載しております。

④ 債務保証の引受につきましては、子会社の金融機関からの借入れに対する保証であります。保証料は協議の上、合理的に決定しております。

９．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額	858円83銭
（2）１株当たり当期純利益	47円54銭